

平成 27 年 6 月 25 日

各 位

連結子会社の訴訟（売掛金等請求被上告事件）の勝訴決定（上告棄却）について

イーサポートリンク株式会社
代表取締役社長 堀内 信介

当社の連結子会社である株式会社農業支援（以下「農業支援」といいます）を当事者とする下記訴訟（控訴審判決につきましては平成 26 年 9 月 30 日付「連結子会社の訴訟（売掛金等請求控訴事件）の勝訴判決について」にてお知らせいたしました）は、平成 27 年 6 月 24 日、最高裁判所が上告棄却を決定し、農業支援の勝訴が確定いたしましたのでご報告いたします。

記

1. 当事者

（1）上告人

- ①片山りんご株式会社(代表取締役 片山寿伸、青森県弘前市大字境関字西田 57 番地 1、以下「片山りんご」といいます)
- ②弘前りんご株式会社（代表取締役 大中忠、青森県弘前市大字境関字西田 57 番地 1、以下「弘前りんご」といいます)

（2）被上告人

農業支援

2. 訴訟の提起から決定に至るまでの経緯

農業支援は、りんごの販売・加工等を事業としているところ、片山りんごは農業支援に対して、りんごの購入代金を支払わない等、農業支援への債務を弁済しないため、これらの債権の弁済を求めて、平成 21 年 6 月 10 日、農業支援が片山りんご及び弘前りんご（片山りんごの新設分割設立会社）の両社を被告とし売掛金等請求訴訟を提起し、第一審、第二審とも農業支援が勝訴判決を受けました。片山りんご及び弘前りんごは、これを不服として平成 26 年 10 月 14 日最高裁判所に上告しておりました。

3. 最高裁決定の内容

最高裁は、上記債権の存在を否認して主張した上告理由を認めず、農業支援に債権の

あることを認め、また、会社分割の有効性に関しても、濫用的会社分割であると認定し弘前りんごが法人格否認の法理に基づき片山りんごと同様の債務を履行すべき責任を負うと判断した控訴審判決を維持し、上告人の上告は受理すべきものと認められないとして上告を棄却しました。これにより農業支援の全面勝訴が確定いたしました。

以上